



二子玉川エリアマネジメント

＼二子玉川のみちをテラスに、まちのリビングへ／

二子玉川まちみちテラス

二子玉川商店街と新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための
沿道路上飲食店等の路上利用に取り組みます



まちづくり団体「一般社団法人二子玉川エリアマネジメント」（東京都世田谷区、代表＝佐藤正一、都市再生推進法人）は、2020年8月9日、「二子玉川商店街振興組合」（同、理事長＝白田幸市）と協働し、沿道の商店街飲食店内の密集を避けるため、既存の交通規制時間内に限り、区道及び国道の道路占用申請を行い、路上利用の取り組み「二子玉川まちみちテラス」を始めました。

テイクアウト、テラス営業等のために、道路空間への仮設施設（テーブル・イス等）の設置を可能とすることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した新しい生活様式の定着に向けた取り組みと経済活動を支援します。

この取り組みは、国土交通省が6月5日に通知した「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取り扱いについて」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、路上利用の占用許可基準が緩和されたことを受けて行います。

「みちテラス」では、区道エリアを活用し、二子玉川商店街を貫く大山みちの店舗前をテラス席にし、街ゆく人を眺めながら屋外でゆったりできる空間を設置します。

「ふれあいテラス」では、国道246号高架下「二子玉川西地区ふれあい広場」前の国道エリアで周辺店舗のテイクアウトの飲食スペースのほか、商店街のお店の物販や紹介、デモンストレーションなどの

交流の場として活用します。

地域のエリアマネジメント団体と商店街との協働による道路空間を活用した新たな取り組みです。**8月23日(日)には、国道部分を活用した「ふれあいテラス」を初開設しますので、ぜひこの機会にご取材ください。**

※取り組み詳細については添付の別紙フライヤーをご参照ください。

☞取り組みの概要

【道路占用の目的】 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用

【道路占用主体】 一般社団法人二子玉川エリアマネジメント（世田谷区指定都市再生推進法人）

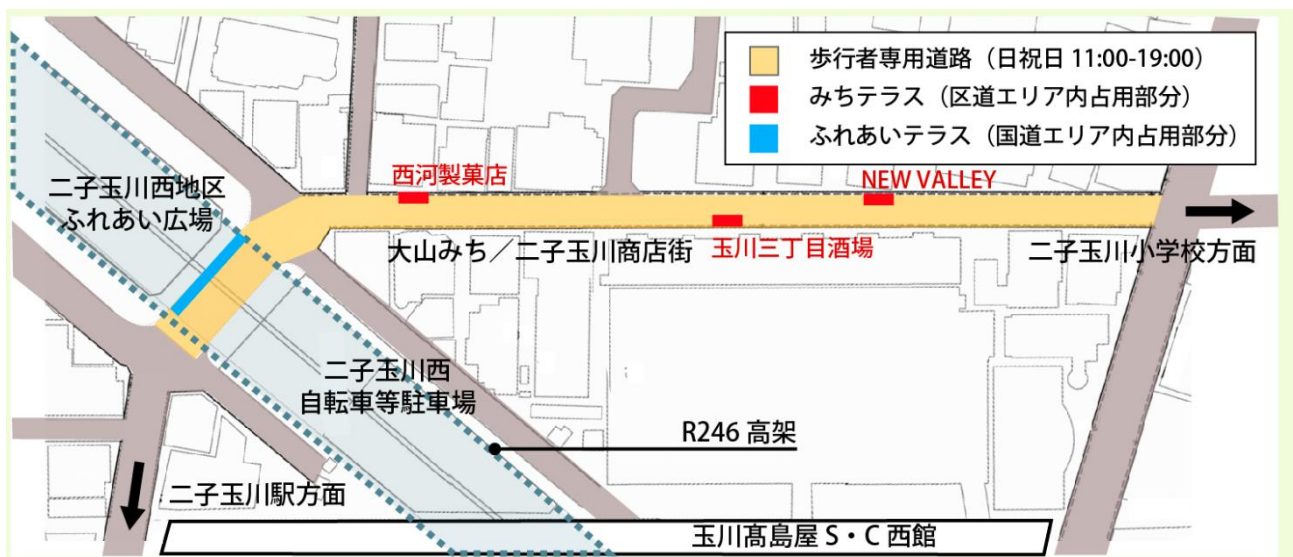
【占用の内容】（地図参照）

①区道エリア（みちテラス）

- ・ 占用の場所：車道、東京都世田谷区玉川3丁目15番3号～14号地先
- ・ 実施期間：2020年8月9日から同11月30日の期間の日曜・祝日
※歩行者専用道路となる11時～19時までの店舗営業時間内で実施
※都合により実施しない日があります
- ・ 参加店舗：NEW VALLEY、玉川三丁目酒場、西河製菓店
参加店舗については今後増える可能性があります

②国道エリア（ふれあいテラス）

- ・ 占用の場所：一般国道246号、東京都世田谷区玉川3丁目15番3号
- ・ 実施期間：2020年8月23日から同11月30日の期間の日曜・祝日
※歩行者専用道路となる11時～19時まで
※不定期開催になります



当日の様子や最新情報、ふれあいテラスの開設日については下記でご確認ください。

▼公式ホームページ

- ・ 一般社団法人二子玉川エリアマネジメント
<https://futako.org>
- ・ 二子玉川商店街振興組合
<http://futako-tamagawa.net/>

▼Facebookページ

- ・ 一般社団法人二子玉川エリアマネジメント
<https://www.facebook.com/Futako.Management/>
- ・ 二子玉川商店街振興組合
<https://www.facebook.com/futakotamagawa.shotengai/>

▼SNSハッシュタグ

- #二子玉川まちみちテラス
- #二子玉川エリアマネジメント
- #二子玉川商店街
- #コロナ道路占用許可

【同リリースへのお問合せ・取材のご依頼は下記へ】

一般社団法人二子玉川エリアマネジメント 事務局
email:futako.area@gmail.com